○下呂の森が育んだ木の家推進事業補助金交付要綱

平成26年３月25日告示第55号

改正

平成27年３月５日告示第25号

平成28年３月31日告示第71号

平成28年６月９日告示第123号

平成29年３月30日告示第57号

平成30年３月22日告示第46号

令和２年２月27日告示第29号

令和３年４月１日告示第110号

令和４年３月15日告示第34号

下呂の森が育んだ木の家推進事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号。以下「法」という。）に規定される建築物等における木材の利用を促進し、市面積の92％を占める森林の中から伐り出した市産材の利用拡大を図るため、市産の木材を一定量以上使用して住宅等を新築又は増改築する事業者に対し、予算の範囲内において補助金等を交付することについて、下呂市補助金等交付規則（平成16年下呂市規則第45号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において掲げる用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(１)　事業者　市内に事業所（支店及び営業所を含む。）のある法人及び市内に住民登録がある個人事業主をいう。

(２)　建築主　前号に規定される事業者と建築物の工事請負契約を締結した発注者をいう。

(３)　地域材　岐阜証明材推進制度実施要領（平成19年１月24日付け県流第463号林政部長通知）に基づき証明された「ぎふ証明材」のうち次のいずれかに該当するものとする。

ア　市内で伐採された木材

イ　市内の製材工場等で製材・加工された木材

ウ　市内の木材市場、素材生産者及び製品流通業者から購入した木材

(４)　構造材　土台、束、大引き、柱、梁、桁、胴差し、母屋、棟木、隅木及び火打をいう。

(５)　羽柄材等　垂木、間柱、筋違、根太、窓台まぐさ、破風鼻隠し及び広小舞をいう。

(６)　内・外装材　住宅内・外部の床面、壁面及び天井面に使用される部材をいう。

(７)　木工製品　同条第３号アからウまでを用いて加工又は制作されたものをいう。

(８)　ＰＲ幕　下呂市産材のＰＲのため住宅足場掲示用として市により作られた幕をいう。

（協定の締結）

第３条　補助金の交付を受けようとする事業者（以下「申請者」という。）は、法第15条第1項の規定に準じ、年度当初に市と「下呂の森が育んだ木の家推進事業」建築物木材利用促進協定（以下「協定」という。）を締結しなければならない。

２　協定の締結は、「下呂の森が育んだ木の家推進事業」建築物木材利用促進協定の締結の申入れ書（様式第１号）を市長に提出し、行うものとする。

３　事業者は、建築物の木材の利用に関する構想（以下「構想」という。）の達成に向けた取組みとして、次に掲げる建築主支援には必ず取組むものとし、事業者支援及び林業・木材産業支援には積極的に取組むものとする。

(１)　建築主支援　建築主へ当事業補助総額の２分の１以内の額と木工製品を支援する。

(２)　事業者支援　当事業補助総額から建築主支援額（前号第１号に係る費用）を差引いた額を木材利用の促進、普及啓発、担い手育成、技術向上又は試作開発費等に活用する。

(３)　林業・木材産業支援　林業関係者の直接又は間接的な支援若しくは木育や地域材を利用した木工製品の普及に努める。

４　事業者は、構想の達成に向けた取組みの実施状況について、別に定める報告書とともに次に掲げる書類を市長に提出し、報告するものとする。

(１)　建築主支援　当事業補助総額の２分の１以内の額に関する集計表と精算書の写し及び木工製品に関する集計表と領収書の写し

(２)　事業者支援　収支決算書と領収書の写し

(３)　林業・木材産業支援　収支決算書と領収書の写し

(４)　その他　市長が必要と認める書類

（補助対象者の要件）

第４条　補助金の交付対象者は、次の各号に該当する住宅等（以下「補助対象住宅」という。）を施工する事業者とする。

(１)　新築タイプ　補助対象住宅の新築で次に掲げる要件のすべてを満たすもの。

ア　建築主又はその家族が居住するため新築する一戸建て木造住宅。ただし、店舗又は事務所（以下「店舗等」という。）を併用する場合は、居住面積が延床面積の50％以上であること。

イ　地域材を５ｍ３以上かつ構造材に60％以上使用した住宅。

ウ　地域材を住宅に５ｍ３以上かつ構造材に60％以上使用した住宅。

エ　補助金の申請する日の属する年度の３月末日までに上棟が完了する住宅。

オ　国内で新築される住宅。

(２)　増改築タイプ　補助対象住宅の増改築で次に掲げる要件のすべてを満たすもの。

ア　建築主又はその家族が居住する住宅又は日常生活の中で誰もが利用できる店舗。

イ　地域材を１ｍ３以上使用して増改築をする住宅若しくは内・外装材等に地域材を10㎡以上使用して増改築をする住宅又は店舗。

ウ　店舗の場合は、店舗の目につきやすい箇所に内・外装材が下呂市産材であることを表示すること。

エ　補助金を申請する日の属する年度の３月末日までに工事が完了する住宅又は店舗。

オ　国内で増改築される住宅又は店舗。

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助対象から除くものとする。

(１)　 市税、国民健康保険税及び市が有するその他の債権を滞納している事業者及び建築主（世帯構成員が滞納している場合も含む。）

(２)　市が行う契約等からの暴力団排除に関する措置要綱（平成23年下呂市告示第48号）第３条各号に掲げる者。

（補助金額）

第５条　補助金の額は、次の各号に定める額とする。

(１)　新築タイプ 補助対象住宅の地域材のうち、構造材及び羽柄材等の使用量（使用量に１ｍ３未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数値とする。以下「地域材使用量」という。）に１ｍ３あたり２万円を乗じた額。ただし、１棟あたり50万円を上限とする。

(２)　増改築タイプ 増改築にかかる経費（木工事にかかる工事費に限る。）の３分の１以内の額。ただし、１棟あたり25万円を上限とする。

２　前条第１号アただし書の補助対象住宅の地域材使用量は、当該住宅の地域材使用量に延床面積に対する居住面積の割合を乗じたものとする。

（補助金の交付申請）

第６条　申請者は、上棟又は増改築着工前までに、下呂の森が育んだ木の家推進事業補助金交付申請書（様式第２号又は様式第３号。以下「申請書」という。）に次の書類を添えて市長に申請するものとする。

(１)　新築タイプ

ア　補助対象住宅の建築場所を表示した位置図

イ　補助対象住宅の各階平面図

ウ　木材使用量計算書（様式第４号）

エ　工事請負契約書の写し

オ　その他市長が必要と認める書類

(２)　増改築タイプ

ア　補助対象住宅の場所を表示した位置図

イ　補助対象住宅の増改築部分の平面図（内・外装材に地域材を使用した場合は、平面図、展開図等に該当箇所を色塗りしたもの）

ウ　木材使用量計算書（様式第４号）又は内・外装材使用面積計算書（様式第５号）

エ　工事請負契約書の写し

オ　補助対象住宅の施工前の該当箇所の写真　２枚以上（写真撮影箇所図を含む。）

カ　補助対象住宅の増改築にかかる見積書の写し

キ　その他市長が必要と認める書類

２　申請者は、当該補助金申請から補助金交付までに市が行う必要な調査を受けることを承諾し、承諾書（様式第６号）を前項の申請書に添えて提出しなければならない。

（交付決定の通知）

第７条　市長は、前条の規定により提出された申請書を審査し、適当であると認めたときは補助金の交付を決定し、下呂の森が育んだ木の家推進事業補助金交付決定通知書（様式第７号）により通知する。また、交付を適当と認めなかったときは、下呂の森が育んだ木の家推進事業不採択通知書（様式第８号）により通知するものとする。

（申請内容変更・廃止の申請）

第８条　補助金交付決定を受けた申請者が当該補助事業途中において補助事業の申請内容に重要な変更をしようとするときは、下呂の森が育んだ木の家推進事業補助金（変更・廃止）申請書（様式第９号）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（申請内容変更・廃止の承認）

第９条　市長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類等を審査し、その申請が適当であると認めるときは、速やかに下呂の森が育んだ木の家推進事業補助金（変更・廃止）承認書（様式第10号）を申請者に通知するものとする。

（補助金の実績報告）

第10条　申請者は、上棟又は増改築が完了した時には、速やかに下呂の森が育んだ木の家推進事業実績報告書（様式第11号又は様式第12号。以下「実績報告書」という。）に次の書類を添付し、市長へ提出しなければならない。

(１)　新築タイプ

ア　木材使用量計算書（様式第４号）

イ　地域材証明伝票（地域材であることが証明できる「ぎふ証明材」伝票の写し）

ウ　上棟の内観及び外観写真各２枚とＰＲ幕を掲示した写真２枚（いずれも撮影方向の異なるもの）

(２)　増改築タイプ

ア　木材使用量計算書（様式第４号）又は内・外装材使用面積計算書（様式第５号）

イ　地域材証明伝票（地域材であることが証明できる「ぎふ証明材」伝票の写し）

ウ　補助対象住宅の施工後の該当箇所の写真　２枚以上（写真撮影箇所図を含む。）

エ　足場設置が必要な場合は、ＰＲ幕を掲示した写真２枚（撮影方向の異なるもの）

オ　補助対象住宅の増改築に係る領収書の写し

カ　その他　協定構想の取組みに応じて必要な書類

（ア）　建築主支援の取組み（第３条第１号に規定する額）　精算書（任意様式）

（イ）　建築主支援の取組み（木工製品）　領収書の写しとそれらをまとめた物品一覧表（任意様式）、及び木工製品の納品状況、設置状況が分かる写真（補助対象住宅の内部、又は背景に補助対象住宅が写っている写真であること。）

（補助金の額の確定）

第11条　市長は、実績報告書の提出があったときは、その内容を審査のうえ、補助金の額を確定し下呂の森が育んだ木の家推進事業補助金交付額確定通知書（様式第13号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第12条　申請者は、前条の確定通知を受けたときは、下呂の森が育んだ木の家推進事業補助金交付請求書（様式第14号）を市長に提出するものとする。

（補助金交付対象者の義務）

第13条　新築タイプの補助金の交付を受けた者は、補助対象住宅が完成した後、下呂の森が育んだ木の家推進事業補助住宅概要書（様式第15号。以下「補助住宅概要書」という。）に次の書類を添えて、市長へ提出するものとする。

(１)　住宅・敷地全景写真（完成後）　２枚（撮影方向の異なるもの）

(２)　住宅内部写真（完成後）　２枚以上（うち真壁の部屋の写真　１枚以上）

(３)　 その他　協定構想の取組みに応じて必要な書類

ア　建築主支援の取組み（第３条第１号に規定する額）　精算書（任意様式）

イ　建築主支援の取組み（木工製品）　領収書の写しとそれらをまとめた物品一覧表（任意様式）、及び木工製品の納品状況、設置状況が分かる写真（補助対象住宅の内部、又は背景に補助対象住宅が写っている写真であること。）

２　市長は、前項に規定する補助住宅概要書の提出があった場合、補助対象住宅の事業者に対し、下呂の森が育んだ木の家認定書（様式第16号）を発行するものとする。

３　補助金の交付を受けた者は、地域材住宅モニターとして、地域材利用拡大のため、当該事業周知のＰＲ活動、市からのアンケート及び木造住宅に関する情報提供等に協力するものとする。

（補助金の返還等）

第14条　市長は、補助金の交付決定又は交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、補助金の交付を取り消し、又は既に交付された補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(１)　補助金の交付決定内容若しくはこれに付した条件又は市長の指示に違反したとき。

(２)　虚偽その他の行為により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。

(３)　前各号に定めるもののほか、この要綱の規定に違反したとき。

（その他）

第15条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この告示は、平成26年４月１日から施行する。

附　則（平成27年３月５日告示第25号）

この告示は、平成27年４月１日から施行する。

附　則（平成28年３月31日告示第71号）

この告示は、平成28年４月１日から施行し、平成28年度予算から適用する。

附　則（平成28年６月９日告示第123号）

この告示は、平成28年６月９日から施行し、平成28年４月１日から適用する。

附　則（平成29年３月30日告示第57号）

（施行期日）

１　この告示は、平成29年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この告示の施行日前に申請のあった補助金については、なお従前の例による。

附　則（平成30年３月22日告示第46号）

この告示は、平成30年４月１日から施行する。

附　則（令和２年２月27日告示第29号）

この告示は、令和２年４月１日から施行する。

附　則（令和３年４月１日告示第110号）

この告示は、令和３年４月１日から施行する。

附　則（令和４年３月15日告示第34号）

この告示は、令和４年４月１日から施行する。